



千葉聴覚障害者センター [情報提供施設] 機関紙 令和6年10月号 No.51

発行責任者: 植野圭哉
発行: 社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会

〒260-0022 千葉県千葉市中央区神明町 204-12
TEL.043-308-6372 FAX.043-308-5562

E-mail: chibadeaf@chibadeaf.or.jp
http://www.chibadeaf.or.jp/

ふさ房総

CHI-BA+KUN 千葉県許諾第 A2522-4号

手話に関する条例の取り組みと合わせて、 障害者の社会全体に対する差別をなくす施策の取り組みを

手話言語シンポジウム 8月10日(土)千葉県聴覚障害者センター

手話に関する条例は県内では千葉県も含めて現在 8 自治体が制定。

今回千葉市の条例制定の動きを受け、地元千葉市聴覚障害者協会と県聴覚障害者協会共催で、「手話言語」シンポジウム開催となりました。

基調講演

◆『地域でめざす「手話言語と情報コミュニケーション」について』

千葉県障害者自立支援課 課長 大坪敬史 氏

◆『手話言語法(条例)と情報コミュニケーション保護法(条例)について』

全日本ろうあ連盟 事務局長 久松三二 氏

パネルディスカッション

テーマ:手話言語と情報コミュニケーション

●コーディネーター●

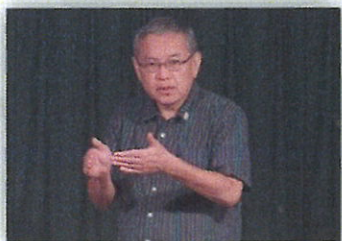
千葉県健康福祉部障害福祉推進課

課長 中里幸治 氏 (写真左) ▶

全国初の千葉県障害者差別禁止条例と、千葉県手話言語等条例制定の背景。手話の普及啓発の重要性と、千葉県の障害者施策について説明。



◆パネラー



全日本ろうあ連盟
事務局長 久松三二 氏

福祉部門は厚労省、障害者基本法（手話言語の位置づけ）は内閣府。手話言語は分野を越えての5つの権利を有す。手話に関する条例の取り組みと合わせて、行政は障害者の社会全体に対する差別をなくす施策の取り組みを。デフリンピックはパラリンピックより歴史が長く、手話言語が大会運営を担う力になった。東京2025デフリンピックが共生社会を実現する原動力になることを期待。

(次ページへ続く)



◆パネラー 千葉市障害者自立支援課 課長 大坪敬史 氏



手話通訳派遣については、その適用範囲が遠方で手話通訳が必要な場合も柔軟に対応。手話は言語であり、福祉分野を越えて社会全般に関わる。手話に関する条例制定にあたっては、障害者基本法の主旨も踏まえ関係法令と齟齬がないよう留意しつつ、また聴覚障害当事者や関係者の意見もしっかり聞きながら検討したい。

◆パネラー 千葉県聴覚障害者協会 理事長 植野圭哉



ろう学校設立により、ろうの集団の中で手話が生まれ、手話言語の文化が生まれた。ろう者の手でデフリンピックを運営してきた自主自立のパワーの原動力は手話言語、手話言語は権利。言語と文化は表裏一体の相関関係があるが、「情報コミュニケーション」で文化を語ることは難しい。手話通訳の双方向性も言語を根拠としている。



◆千葉市聴覚障害者協会 国本会長から設置通訳者の正規職員化、「手話言語条例制定」を強く要望。

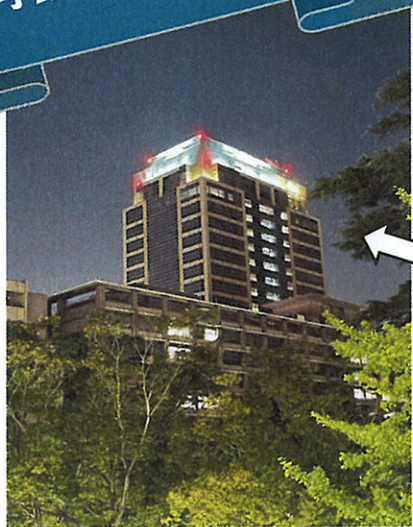
◀ 会場参加者が一斉に「手話言語条例制定を！」のプラカード。手話言語への強い思いをアピール。(左写真)

9月23日は「手話言語の国際デー」

「手話が言語である」ことの認識を広めていくため、全国各所や公共施設等をブルーでライトアップするイベントが世界同日に行われました。今年は千葉県庁はじめ千葉市、市川市、流山市、松戸市、習志野市などでブルーライトアップが実施されました。それに準じるイベントも船橋市、印西市、八千代市、浦安市、柏市、袖ヶ浦市などで行われました。

ブルーライトアップ！！

千葉県庁本庁舎 屋上



千葉聴覚障害者センター
へ県庁のブルーが！
詳しくは
当センターHP



千葉市：セントラルアーチ



緊急時の通訳は？！遠方で、手話通訳が必要になったら？！

県内県外でも調整して手話通訳派遣ができます。



○急病や事故などの緊急時にも、県センターに連絡をすれば、最速で現場に近い手話通訳者を派遣できます。現場の警察官や消防隊員に手話通訳を呼んでほしいと伝えてください。

○他県で医療機関にかかる場合、法事や家族会議なども、県センターが他県の派遣センターと調整し通訳派遣します。

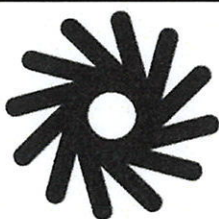
いつでも！どこでも！誰でも！が手話通訳を 利用するために、
県（センター）と市町村との連携 が重要になります。

「ろう重複障害者・ろう高齢者が継続して働ける場づくり」



ろう重複障害・ろう高齢者の方々が手話で自由に会話ができ、手話で利用できる地域での社会資源がほとんどないため、孤立化している現状にあります。ニーズを伝える機会を得られないまま、支援の手が届かず、特に災害時には命に係わる深刻な問題となっています。

当協会では、ろう重複障害者やろう高齢者の社会資源の実現を目指して、千葉県「らいおんコミュニティ」の五か年計画構想で、らいおん千葉、らいおん工房、らいおん香取、らいおんホームそが、らいおん神明など、少しずつ手話の村づくりを進めてきました。今後各地域におけるエリアで、ろう重複障害・ろう高齢者の方々が生きがいをもって継続的に働ける施設作りを進めていく予定です。



東京2025デフリンピック **日本初** **開催!!**
 ~大会の成功を願って、デフアスリートを応援しています~
デフスポーツ・サポーター登録企業です。

2024年10月5日現在（五十音順）

ICSDロゴに関する一切の知的財産権は、国際ろう者スポーツ委員会(ICSD)が保有し、日本では全日本ろうあ連盟が管理しています。



ちばぎん



NARITA AIRPORT



南総通運株式会社

デフスポーツ・サポーター登録企業様、募集中!! 【問合せ】千葉県聴覚障害者協会 ☎043-308-6372

デフリンピックに向けてカウントダウン



カレンダー2025

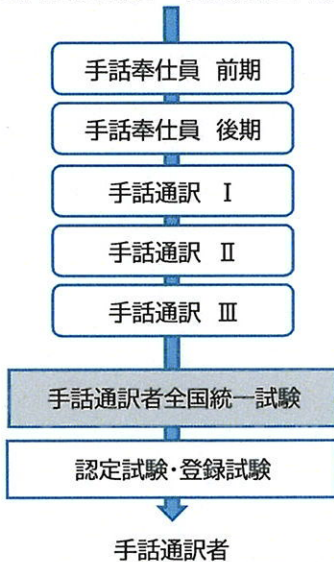
就労継続支援B型
らいおん工房
からのお知らせ

東京デフリンピックは
2025年11月15日～
26日(12日間)日本で初
めて開催されるデフリンピ
ックです。世界70～80
の国・地域からデフアスリ
ートが集結します。

発売中!

問合せ先: TEL/FAX 043-224-2844

■手話通訳者 養成講座の流れ



◆手話通訳者全国統一試験◆

試験日:2024(令和6)年12月7日(土)

試験会場:千葉県立千葉聾学校 (千葉市緑区鎌取町 65-1)

または千葉聴覚障害者センター

(千葉市中央区神明町 204-12)

申込期間:2024(令和6)年8月17日(土)

～9月27日(金)必着

受験対象者:手話通訳者養成課程修了者

及び手話通訳者養成課程修了見込者

(令和6年度通訳Ⅲ受講生)

問合せ先:千葉聴覚障害者センター

手話通訳者全国統一試験事務局

TEL 043-308-6373 FAX 043-308-6400

字幕付き映像ライブラリー

センター2階にある映像ライブラリー室を、
月曜日から金曜日の9時から17時半ま
で、OPENしています。

字幕付き手話付き(一部)DVDが約
2,300タイトル。どんなDVDがあるの
か、ぜひ遊びに来てください。

貸出し:1回6本迄、10日間、利用は無料。

●貸し出し対象

- 個人 ①千葉県在住の身体障害者手帳を保持する聴覚障害者
(児童の場合はその保護者も含む)
②千葉県在住の身体障害者手帳を保持しない聴覚障害者
③千葉県在住の聴覚障害者福祉に従事している聴者
- 団体 ④聴覚障害者団体・施設
⑤教育機関・関係施設
(聴覚障害者が通う学校や利用、入所している施設等)
⑥その他の施設(その他の社会福祉施設・公共施設)

【施設利用料の改定について】

令和6年10月1日より施設及び備品の利用料を改訂いたしました。詳細はHPまたはお問合せ下さい。